

○総務省告示第三百九十一号

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）第十四条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる市町村について、平成三十年住宅・土地統計調査における調査を行う期間を、同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年十一月二十一日

総務大臣 石田 真敏

都道府県名	北海道	岡山県	広島県	愛媛県
市 町 村 名	厚真町 日高町	倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 赤磐市 矢掛町	広島市 呉市 竹原市 三原市 庄原市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町	宇和島市 大洲市 西予市
調査を行う期間	平成三十年九月十五日から十二月二十四日まで			